

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 埼玉県八潮市西袋416番地

氏 名 八潮ネクサス株式会社

代表取締役 宮地 宙

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 6年11月29日

許可の有効年月日 令和11年11月28日

1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を除く。）
(2) 取り扱える特別管理産業廃棄物の種類
廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）
廃酸（pH2.0以下のものに限る。）
廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。）
感染性産業廃棄物
廃油（※）
汚泥（※）
廃酸（※）
廃アルカリ（※）
以上8種類

※（※）の品目については、特定有害産業廃棄物に限り、含まれる有害物質については裏面のとおりとし、当該廃棄物を処分するために処理したものを含む。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3. 許可の条件

特になし

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
令和元年11月29日	指令産廃第10-17号	新規許可
令和 6年11月29日	指令産廃第12-60号	更新許可
令和 6年11月29日	指令産廃第11-6号	変更許可（7種類の追加）
	以下余白	

5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

無

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。(表中の「○」は取り扱うことができるもの、「●」は積替え保管できるもの、「-」は扱うことができないものを示す。)

有害物質	廃棄物名	指定下水 汚泥	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物		-	-	-	-	-	○	○	○
カドミウム又はその化合物		-	-	-	-	-	○	○	○
鉛又はその化合物		-	-	-	-	-	○	○	○
有機リン化合物		-	-	-	-	-	○	○	○
六価クロム化合物		-	-	-	-	-	○	○	○
砒素又はその化合物		-	-	-	-	-	○	○	○
シアン化合物		-	-	-	-	-	○	○	○
ポリ塩化ビフェニル		-	-	-	-	-	-	-	-
トリクロロエチレン		-	-	-	-	○	○	○	○
テトラクロロエチレン		-	-	-	-	○	○	○	○
ジクロロメタン		-	-	-	-	○	○	○	○
四塩化炭素		-	-	-	-	○	○	○	○
1,2-ジクロロエタン		-	-	-	-	○	○	○	○
1,1-ジクロロエチレン		-	-	-	-	○	○	○	○
シス-1,2-ジクロロエチレン		-	-	-	-	○	○	○	○
1,1,1-トリクロロエタン		-	-	-	-	○	○	○	○
1,1,2-トリクロロエタン		-	-	-	-	○	○	○	○
1,3-ジクロロプロペン		-	-	-	-	○	○	○	○
チウラム		-	-	-	-	-	○	○	○
シマジン		-	-	-	-	-	○	○	○
チオベンカルブ		-	-	-	-	-	○	○	○
ベンゼン		-	-	-	-	○	○	○	○
セレン又はその化合物		-	-	-	-	-	○	○	○
1,4-ジオキサン		-	-	-	-	○	○	○	○
ダイオキシン類		-	-	-	-	-	-	-	-

(以下余白)